

問診項目質問票

事業所名

フリガナ

お名前 _____ 様 (被保険者等 記号 _____ 番号 _____)

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

問診項目の確認 (※該当に☑を記入してください)	
服薬歴	現在、血圧を下げる薬を服用していますか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	現在、インスリン注射または血糖を下げる薬を服用していますか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	現在、コレステロールや中性脂肪を下げる薬を服用していますか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
喫煙歴	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 (※「習慣的に喫煙している者」とは、条件 1 と条件 2 を両方満たす者である。) 条件 1：最近 1 か月間吸っている 条件 2：生涯で 6 か月間以上吸っている、または合計 100 本以上吸っている) <input type="checkbox"/> はい (条件 1 と条件 2 を両方満たす) <input type="checkbox"/> 以前は吸っていたが、最近 1 か月間は吸っていない (条件 2 のみ満たす) <input type="checkbox"/> いいえ (上記以外)
自覚症状	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (_____)
腹囲	_____ cm (健診結果に記載があれば空欄で可)

【加入者の皆様へ】

被保険者の健康の保持・増進を目的とした保健事業を推進するため、事業所で実施されている定期健康診断（労働安全衛生法に基づく健診）結果データを、事業所よりご提供していただいております。

事業所健診等の結果が事業者から保険者（東京紙商健康保険組合）へ提供される法的仕組みが施行されたことにより、ご提供いただくことが可能となりました。（裏面参考資料をご覧ください。）

【事業所ご担当者様へ】

健診結果データの提供は「高齢者の医療の確保に関する法律」および「健康保険法」により保険者が提供を求めた場合に提出を義務付けられました。（裏面参考資料をご覧ください。）

また、個人情報保護法第 18 条第 3 項第 1 号により、提出に際し本人の同意取得は適用されません。

参考資料

「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和 57 年法律第 80 号)～抜粋～

第 27 条

3 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等(厚生労働省令で定めるものを含む。以下この項及び事項において同じ。)又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者にかかる健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

4 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)～抜粋～

(利用目的による制限)

第 18 条

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

(第三者提供の制限)

第 27 条

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

「健康保険法」(大正 11 年法律第 70 号)～抜粋～

(保健事業及び福祉事業)

第 150 条

2 保険者は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

3 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写し提供しなければならない。